

吸収分割に関する事後開示書面

(分割会社/会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示書面)

(承継会社/会社法第801条第2項及び会社法施行規則第201条に基づく開示書面)

2023年4月1日

東京都台東区東上野二丁目13番2号  
クリアル株式会社  
代表取締役社長 横田 大造

東京都台東区東上野二丁目13番2号  
クリアルパートナーズ株式会社  
代表取締役社長 澁谷 賢一

クリアルパートナーズ株式会社（以下「分割会社」という。）及びクリアル株式会社（以下「承継会社」という。）は、2023年2月14日付にて両者間で締結された吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」という。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、分割会社が営む個人向け投資用不動産販売に係る事業に関する権利義務を分割会社から承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を実施しました。会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条、並びに会社法第801条第2項及び会社法施行規則第201条に規定する事項は下記のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2023年4月1日

2. 分割会社における次の事項に関する手続の経過

(1) 本件分割をやめることの請求

分割会社は、承継会社の完全子会社であったため、本件分割をやめることの請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

承継会社は、分割会社の完全親会社であり、かつ、特別支配株主であるため、会社法第797条第2項第2号の規定に基づき、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条に規定する手続は実施しておらず、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

本件分割では、本件吸収分割契約第4条2項において債務の承継方法を併存的債務引受

けによるものとしており、吸収分割後、分割会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない分割会社の債権者はおらず、会社法第789条第1項柱書に基づき異議を述べることができる者もないため、該当事項はありません。

### 3. 承継会社における次の事項に関する手続の経過

#### (1) 本件分割をやめることの請求

承継会社は、会社法第797条第3項及び第4項に基づき、2023年2月24日に、本件分割に異議のある株主は、一定の期間内にこれを申し出るよう、同日付の官報で公告を行い、また、同日付で電磁的方法をもって公告を行いました。これに対し、次のとおり、本件分割に反対の意思を通知した株主はありませんでした。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

本件分割は、承継会社においては会社法第796条第2項本文に規定する簡易分割に該当するため、会社法第797条第1項但書により、同条同項本文の手続は実施しておらず、該当事項はありません。

#### (3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年2月24日に、本件分割に異議のある債権者は、一定の期間内にこれを申し出るよう、同日付の官報及び電磁的方法をもって公告を行いました。所定の期間までに、本件分割に異議を申し出た債権者はありませんでした。

### 4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、2023年4月1日をもって、分割会社より本件分割契約の記載に従い、分割会社の個人向け投資用不動産販売に係る事業に係る資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務、許認可等を承継しました。本件分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産の額は、約407百万円、負債の額は、約371百万円（いずれも推定値）です。

### 5. 会社法第923条の変更の登記の日

2023年4月3日（予定）

### 6. 前各号に掲げる事項のほか、吸収分割に関する重要な事項

承継会社は、本件分割に際して、分割会社に対して金銭等の交付は行っておりません。承継会社及び分割会社において、本件分割に伴う資本金及び資本準備金の変動は生じておりません。

分割会社では、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5号及び会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号。以下「労働契約

承継法」という。) 第7条に基づき、労働者と協議を行い、労働契約承継法第2条第1項に基づき、労働者に対して本件分割に関する通知を行いましたが、異議の申し出はありませんでした。

以上